

江戸川区立小・中学校における食物アレルギーの対応については、次のとおりとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

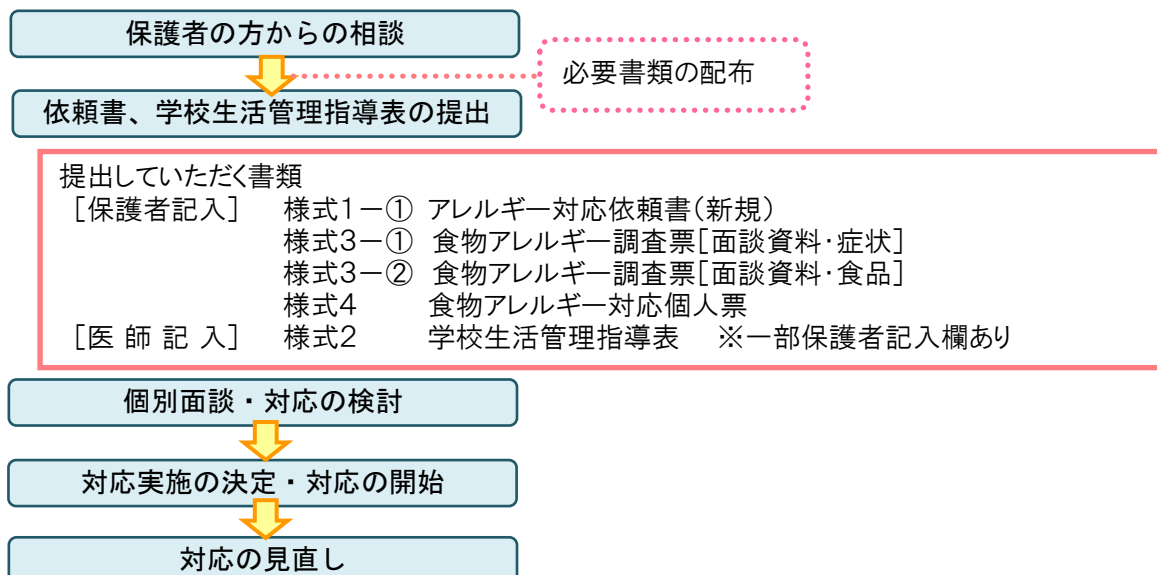
1 基本的な考え方

学校は児童生徒が健康な生活を営めるよう、家庭の食事療法に協力する立場で、次の原則のもと安全性を最優先とし可能な範囲で対応します。

<原則>

- ① 学校給食における食物アレルギーの対応は、過敏食物・食品の完全除去対応を基本とします。ただし、牛乳・乳製品アレルギー及び口腔アレルギー症候群の対応においては、医師の指示のもと一部個別対応も行います。
※以下「除去食」とは、調理過程で過敏食物・食品を除いた給食をいう。
※以下「原因食物」とは、過敏食物・食品のことをいう。
- ② 医師の診断による「学校生活管理指導表」を保護者より提出してもらいます。
- ③ 校内に「食物アレルギー対応委員会」（委員長：校長 委員：副校長・主幹教諭・教務主任・養護教諭・保健主任・栄養教諭・学校栄養職員・給食主任・関係学級担任等）を設置し、対応内容の検討を行います。対応実施の決定は、学校長が行い、学校医等を含め関係者が連携して組織的に対応にあたります。
- ④ 学校の実状から判断し、学校として継続して行える作業の範囲であたります。
- ⑤ 対応の決定後も保護者及び主治医との連絡は密にします。
- ⑥ 児童生徒が誤食、症状出現時の緊急時対応について、職員間で共通認識の下、具体的、確実に対応できる体制を整えておきます。
- ⑦ 対応にあたっては、児童生徒の栄養面及び精神面に配慮します。

2 食物アレルギー対応の流れ



◎ 年に1回（学校生活管理指導表の再提出時）は、お子さんの症状の経過により対応の見直しをします。

提出していただく書類

- | | | |
|---------|-------|------------------------------|
| [保護者記入] | 様式1-① | アレルギー対応依頼書(継続・追加有り・継続一部解除有り) |
| | 様式3-① | 食物アレルギー調査票[面談資料・症状] |
| | 様式3-② | 食物アレルギー調査票[面談資料・食品] |
| [医師記入] | 様式2 | 学校生活管理指導表 ※一部保護者記入欄あり |

※対応解除の場合、生活管理指導表の提出の必要はありません。解除を希望する場合や、年度途中で対応の変更を希望する場合は、様式1-② 食物アレルギー対応変更依頼書を提出してください。様式1-②は、診断した医師の署名が必要です。